

# 長寿医療制度

## (後期高齢者医療制度)

～ 保険料などの見直しが行われました～

高齢者の皆さんにとって、より良い制度とするため、平成20年度の保険料の軽減や納付方法について、国による見直しが行われましたので、その内容をお知らせします。

**見直し①**  
保険料の軽減割合を拡大します

均等割額の「7割軽減」を「8.5割軽減」に拡大します

対象 平成20年度の均等割額が7割軽減されている人。

内容 均等割額の37800円のうち、32130円が軽減され、5670円になります。

手続き 必要ありません。該当する人には8月以降に、変更後の保険料についての通知を送付する予定です。

所得割額の「5割軽減」を行います

対象 平成20年度の「賦課のもととなる所得金額」が、58万円以下の人。

内容 所得割額が、半額に

なります。  
手続き 必要ありません。該当する人には8月以降に、変更後の保険料についての通知を送付する予定です。

11ページに、「どんな人が軽減に該当するのか」を、7月にお送りした「平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を基に図示しています。

**見直し②**  
口座振替での納付が拡大します

現在、保険料が年金から差し引きされていない人は、口座振替により、納めることができます。

さらに、今後は、「平成20年4月から、保険料が年金から差し引きされている人」、または「平成20年10月から、年金から差し引かれる予定の

### 国民健康保険税の納付方法について

国民健康保険税について、本年10月より年金からお支払い予定となっている人のうち、次のいずれの要件も満たす人は、保険年金課の窓口へ申し出ることにより、保険税を口座振替によりお支払いすることが可能となります。

- ①これまで、保険税を滞納することなく納めている人。
- ②これからの保険税を、口座振替により納める人。

申し出期限 8月15日(金)。  
期限を過ぎた場合は、年金からの差し引き中止が12月以降となります。

☎保険年金課☎(632)2320

人」のうち、次のいずれかに該当する場合、申し出をすることにより、保険料を口座振替で納めることができます。  
国民健康保険の保険税を確実に納付していた人(本人)が、口座振替により納付する場合。

世帯主または配偶者がいる人(年金収入が180万円未満の人)が、その口座振替により納付する場合。

手続き 保険年金課(市役所1階A16窓口)で、「申出書」と、「口座振替依頼書(申込者控)」を提出してください。

事前に金融機関などで、口座振替を依頼し、「申込者控」を保険年金課の窓口にお持ちください。

手続きに必要なもの 被保

その他のお知らせ

被保険者証を更新しました

平成19年中の収入をもとに判定した自己負担割合が変更となった人に、新しい被保険者証をお送りしました。

対象 自己負担割合(窓口負担の1割または3割)が変

本文中に費用などの記載がないものは、原則として無料  
HP ホームページ、☑ Eメールアドレス

# 保険料の軽減割合が拡大となる人

## 《「平成20年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」の記載例》

特集  
③

### 1 保険料が年金から差し引きされている人の場合



#### 保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	
〇〇〇,〇〇〇	7.14 %	
③所得割額(①×②)	④均等割額	
〇〇〇,〇〇〇	37,800	
⑤算出額(③+④)	⑥限度超過額	
〇〇〇,〇〇〇	〇	
軽減区分	⑦軽減額	⑧年保険料額(⑤-⑥-⑦)
7割	26,460	〇〇〇,〇〇〇

「賦課のもととなる所得金額」が、58万円以下の人は所得割額が、5割軽減になります。

「軽減区分」が「7割」となっている人は、均等割額が「8.5割軽減」になります。

### 2 保険料が年金から差し引きされていない人の場合

保険料額決定通知書の3ページ

#### 保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額(①×②)	④均等割額
〇〇〇,〇〇〇	7.14%	〇〇〇,〇〇〇	37,800
⑤算出額(③+④)	⑥限度超過額	軽減区分	⑦軽減額
〇〇〇,〇〇〇	〇	7割	26,460

「賦課のもととなる所得金額」が、58万円以下の人は所得割額が、5割軽減になります。

「軽減区分」が「7割」となっている人は、均等割額が「8.5割軽減」になります。

更になつた人のみ(自己負担割合に変更がない人にはお送りしていません)。  
手続きの必要はありません。8月以降は、お送りした新しい被保険者証をお使いください。  
新しい被保険者証が届いた人は、それまで使っていた被保険者証を市の窓口まで返却してください(郵送可)。  
**限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します**  
住民税が非課税世帯の人に入院時に医療費の限度額を適用するとともに、食事が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。  
認定証の交付要件に該当する人に、案内を送付しましたので、入院している(する)人などは、交付手続きをお願いします。  
手続きをするところ 保険年金課(市役所1階A16窓口)。  
手続きに必要なもの 被保険者証、印鑑、限度額適用・標準負担額減額認定証(現在お持ちの人)、案内通知。

この特集についての問い合わせは、保険年金課 ☎(632)2307へ。